

## 中原区市民提案型事業審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中原区市民提案型事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条に基づき設置する中原区市民提案型事業審査委員会（以下「委員会」という。）の組織について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案型事業の事業の選考に関すること。
- (2) 市民提案型事業の事業実施団体の選考に関すること。
- (3) 市民提案型事業の評価に関すること。

2 前項第1号及び第2号の規定に基づく選考は、別に定める方法により実施する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

2 委員は次に掲げるもので組織する。

- (1) 市民2名以内及び学識経験者2名以内
- (2) 区民協働推進部長、企画課長及び区民協働推進部地域振興課長

3 前項第1号の規定による委員は、区長が会議の委員構成上必要な者及び専門的知識の活用等、会議の目的達成に特に必要なものを選任する。

4 前項により選任された委員は、中原区市民提案型事業審査委員会委員承諾書（第1号様式）を市長あて提出するものとする。

（委員の任期）

第4条 前条に基づき区長が選任する委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員長及び副委員長の職務）

第5条 委員長は、委員会の事務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、中原区役所企画課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営及び審議に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。